

香蘭ファッショントザイン専門学校 学則

第一章 総 則

(目的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校もしくは高等学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業もしくは実際の生活に必要な専門的能力の養成を主眼とし、あわせて現代人として相応しい教養の向上を図ることを目的とする。

第2条 本校は「香蘭ファッショントザイン専門学校」と称する。

第3条 本校は福岡県福岡市中央区大手門2丁目10番5号におく。

第二章 課程、学科、修業年限および定員

「専門士」(服飾専門課程)付与条件

第4条 本校の課程、学科、修業年限および定員は次のとおりとする。

[別表第I]

課程名	昼夜別	学科名	修業年限	入学定員	総定員
服飾専門課程	昼間	ファッショントザイン専攻科	3年	40人	120人
		ファッショントザイン科	2年	40人	80人
		ファッショントジニアス科	2年	40人	80人
		ショップ・ブランディングコース			
		ファッショントヨーティネットコース	2年	40人	80人
		ファッショントクニカル科			
服飾専門課程合計			—	160人	360人

[別表第II]

課程名	昼夜別	学科名	修業年限	入学定員	総定員
服飾別科	昼 間	ファッショントヨーティング科	1年	30人	30人
服飾別科合計			—	30人	30人

2. 文部大臣告示（平成7年1月23日文部省告示第7号）により、平成7年3月卒業生より「専門士」（服飾専門課程）の称号を授与する。

※付与条件

服飾専門課程のうち修業年限2年以上で、1700時間以上履修した者につき「専門士」（服飾・家政課程）の称号を授与する。

本校で該当する学科は次の4学科です。

ファッションデザイン科

ファッションデザイン専攻科

ファッション産業科

ファッションビジネス科

第三章 学年、学期、および休業日

第5条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 本校の学期は次のとおりとする。

第1学期 [前期] 4月1日～9月30日

第2学期 [後期] 10月1日～翌年3月31日

第6条 本校の生徒の休日および休暇は次のとおりとする。

一、土曜日・日曜日

二、国民の祝日に関する法律に規定する休日

三、学園創立記念日 5月4日

四、夏季休暇 7月21日～8月31日

五、冬季休暇 12月21日～翌年1月9日

六、春季休暇 3月21日～4月7日

2. 校長は前項の規定にかかわらず、交通事情、その他特別の事由があるときは臨時に休業日もしくは出校日とすることがある。

3. 別科の休日および休暇は別に定める。

第四章 教育課程及び授業時数

第7条 本校の教育課程及び授業時数は別表第III、第IVのとおりとする。

第五章 教員組織

第8条 本校に次の教職員をおく。

- 一、校長 1名
- 二、専任教員 8名以上
- 三、兼任教員 7名以上
- 四、助手 若干名
- 五、事務職員 3名以上
- 六、学校医 1名

第9条 校長は校務を統括し、所属教員を監督する。

第10条 本校に職員会議をおき、次の事項について校長の諮問に応ずる。

- 一、教育課程に関すること
- 二、学則の改廃に関すること
- 三、生徒の入学、卒業、休学及び転退学等に関すること
- 四、生徒の生活指導と及び賞罰に関すること
- 五、年間の行事等に関すること
- 六、その他、校長が必要と認めたこと

第六章 入学、卒業、休学、および転退学等

第11条 本校の入学時期は毎年4月1日とする。

- 2. 別科の入学時期は別に定める。

第12条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- 一、服飾専門課程の入学資格は、高等学校を卒業した者、または学校教育法施行規則第77条の5に該当する者
- 2. 別科の入学資格は別に定める。

第13条 本校に入学しようとする者は、所定の入学願書に必要事項を記入し、入学検定料及び最終卒業学校の卒業証明書、学業成績証明書を添えて提出しなければならない。

第14条 本校は、本校に入学を希望し、前条の手続きを行った者について、選考の上、入学を許可する。但し、必要と認めた場合は面接をすることがある。

- 第15条 前条により入学を許可された者は、所定の期間内に保証人連署の誓約書に必要事項を記入し、入学金等の校納金を添えて入学手続きをとらなければならない。
- 第16条 本校所定の課程を終了した者には卒業証書を授与する。
- 第17条 前条の課程の修了及び学年の修了は、学業成績、生活態度、出席状況等を総合して判定する。
- 第18条 疾病、その他やむ得ない事由により、生徒が3ヶ月以上欠席する場合には、休学願に診断書もしくは理由書を添え、校長に願い出て許可を受けなければならない。
2. 休学期間中の校納金について別に定める。
- 第19条 校長は、伝染病、その他の事由により、他の生徒に感染もしくは迷惑をおぼすおそれのあるときは休学を命ずることができる。
- 第20条 前々条及び前条において休学した者が、その休学の事由が解消したと認められる場合には、原級以下に復学することができる。
- 第21条 他の専門学校の在学生で、その校長の推薦を受けた者に対しては、収容の余力がある限り、選考の上、転入学を許可することがある。
- 第22条 他の専門学校（2カ年以上）の卒業生及び本校のファッショントレーニング科（2年コース）・ファッショントクニカル科（2年コース）の卒業生で希望する者に対しては、選考の上、ファッショントレーニング専攻科の三年次への編入学を許可することがある。
- 第23条 疾病、その他の事由により退学しようとする者は、退学願に診断書もしくは理由書を添えて、学院長に願い出、許可を受けなければならない。

第七章 授業料その他の校納金等

- 第24条 本校の入学検定料、入学金、授業料その他の校納金については、別表第Vのとおりとする。
2. 前項の校納金等の納入時期、納入方法については別に定める。
- 第25条 一旦納入した入学検定料、入学金、授業料その他の校納金については、理由の如何を問わず返還しない。

第八章 賞 罰

第26条 学年中よく本分をわきまえ、思想堅固、品行方正、学業成績優秀または出席皆勤で、他の生徒の模範となる者に対してはこれを賞する。

第27条 学則に違反し、もしくは本校の秩序を乱す等、生徒の本分に反する行為のあつた者には、その情状によって懲戒することがある。

2. 懲戒は、譴責、謹慎、停学及び退学等に分ける。

第28条 次の各号の一に該当する生徒には退学を命ずることがある。

- 一、性行不良で改しゅんの見込みがないと認められる者
- 二、学業成績劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三、出欠の状態が常でない者
- 四、正当の事由なく授業料その他の校納金を所定の期日内に納入しない者
- 五、本校及び学園の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反すると認められる者

第九章 その他

第29条 本校に生徒寮を設け、通学困難な者、その他校長が必要と認める者を収容する。

2. 生徒寮に関する事項は別に定める。

第30条 健康診断は、毎年1回以上実施する。なお健康診断規定は別にこれを設ける。

付 則

1. この学則施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この学則は、平成22年4月1日より改定施行する